

兵庫県公報

令和7年11月11日 火曜日 第668号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認 (水産漁港課)	1
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	2
○ 重要調整池に係る検査の結果 (阪神北県民局)	2

公 告

○ 入札公告 (災害対策課)	2
○ プロポーザル当選者等の公示 (環境政策課)	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出 (都市計画課)	5
○ 同 上 (同)	6
○ 同 上 (同)	7
○ 同 上 (同)	8
○ 同 上 (同)	9
○ 同 上 (同)	10
○ 同 上 (同)	11

教育委員会公告

○ 入札公告	12
--------------	----

告 示

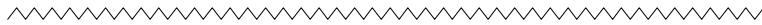
兵庫県告示第1013号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年11月11日

兵庫県知事 齋藤 元彦

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
坊勢区域	のり養殖業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び漁船漁業を專業とする者が主として総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	令和7年10月23日
坊勢区域	機船船びき網漁業と魚類養殖業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及びまき網漁業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同上
東二見区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同上
東二見区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同上



兵庫県告示第1014号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年11月11日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定区域

区域名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
新 宮	たつの市		新宮町宮内	出 口	150番1の一部、150番5、151番1、151番4、151番5、151番7、151番1から151番5に至る地先の道路敷の一部、150番1から151番1に至る地先の水路敷の一部

		新宮町新宮	下 山	457番2の一部、457番4の一部、457番5の一部、457番6、457番8の一部
			山 根	212番1の一部、212番6の一部、212番7の一部、212番9の一部、212番11の一部、212番13の一部、229番2の一部、229番7の一部
			大 鳥 居	229番1の一部、229番8から229番23までの各一部



兵庫県告示第1015号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年11月11日

阪神北県民局長 小野山 正

1 重要調整池の所在地

川西市石道字イクシ23番地他7筆

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ニッソク	川西市山下町20番20号	代表取締役 福永 弘子

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年11月11日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 調達内容

(1) 業務の名称

兵庫県衛星通信ネットワーク端末局3世代化業務委託

(2) 業務の仕様等

契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 納入場所

兵庫県（以下「県」という。）が指定する場所

(5) 入札方法

ア 上記(1)の業務について入札に付する。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とるので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当委託業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 県災害対策センター1階

兵庫県危機管理部災害対策課防災情報班 担当 船野

電話番号（078）362-9454

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年11月11日（火）から同月25日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年12月22日（月）午後2時 県災害対策センター2階会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年12月19日（金）午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年12月19日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年12月19日（金）以前の任意の日を開始日とし、本契約締結予定日（令和8年3月中旬予定・議決日以降）以降の任意の日を終了日とすること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、申込書に前記2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して、令和7年11月25日（火）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。また、開札日の前日までの間において、契約担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が本契約締結予定日（令和8年3月中旬予定・議決日以降）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は前記1(1)について総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

- (i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約の締結

本業務の契約締結にあたっては、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を要するので、落札決定の翌日から起算して7日以内（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）に、兵庫県が作成した契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が入札参加の資格制限または指名停止を受けた場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しない。

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できることを契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Update the satellite communication network of City Hall and Fire Station to 3rd generation

(3) Fulfillment period:

From the date of signing of the contract to March 31, 2026

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 November 25, 2025

(6) Deadline for tender:

17:00 December 19, 2025 by mail

14:00 December 22, 2025 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Funano, Emergency Response Division, Crisis Management Department, Hyogo Prefectural

Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 73268

~~~~~

**プロポーザル当選者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年11月11日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 契約に係る物品等の名称及び数量

県所有38施設のLED照明 一式

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県環境部環境政策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 3 契約の相手方を決定した日

令和7年9月10日

## 4 契約の相手方の名称及び住所

NTT・TCリース株式会社神戸支店 神戸市中央区小野柄通4丁目1—22

## 5 契約の相手方を決定した手続

公募型プロポーザル

## (1) 審査方法

兵庫県施設照明LED化事業公募型プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）において、委員会が策定した評価基準に基づき評価

## (2) 審査結果

要求仕様を満足し、かつ優れた提案を行ったNTT・TCリース株式会社神戸支店を当選者に選定

## 6 プロポーザルの公告をした日

令和7年5月27日

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年11月11日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン姫路

所在地 姫路市今宿2017—1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 町田繁樹

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 イ イ ア イ 4 5 6 7	住所 変更後 名称 株式会社イズミ 株式会社イズミ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 変更前 名称 株式会社ネクサスエンター プライズ 株式会社キャン 外25者 変更後 名称 株式会社ENOVAエンターテ イメント 株式会社キャン 株式会社アガヤ 外25者 変更年月日 令和7年8月1日ほか 届出年月日 令和7年10月24日 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間 意見書の提出期限及び提出先 提出期限 提出先	代表者の氏名 山西泰明 代表者の氏名 町田繁樹 代表者の氏名 原本一正 代表者の氏名 阿部和則 代表者の氏名 樋田裕吾 代表者の氏名 川部将士 代表者の氏名 木村匡裕
1	大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 フレッツガーデン姫路花田 所在地 姫路市花田町上原田189番地1ほか	
2	大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称	住所 代表者の氏名

~~~~~

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 フレッツガーデン姫路花田  
所在地 姫路市花田町上原田189番地1ほか
- 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称

三井住友トラスト・パナソニック  
ファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目2番3号

濱 野 敬 一

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

姫路市花田ショッピングセンター

イ 変更後

フレッツガーデン姫路花田

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

大黒天物産株式会社

住所

代表者の氏名

大賀 昭 司

株式会社ライトオン

岡山県倉敷市西中新田297番地1

藤 原 祐 介

外3者

イ 変更後

名称

大黒天物産株式会社

住所

代表者の氏名

大賀 昌 彦

株式会社ライトオン

茨城県つくば市小野崎260—1

大 峯 伊 索

外3者

## 4 変更年月日

令和7年6月22日ほか

## 5 届出年月日

令和7年10月24日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

## (2) 縦覧期間

令和7年11月11日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和8年3月11日

## (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年11月11日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 洲本複合商業施設

所在地 洲本市大野字平成1847番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所

代表者の氏名

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地 藤原弘治

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練塀町3番地	馬場高一

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練塀町3番地	藤原弘治

4 変更年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日

令和7年10月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年11月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年3月11日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ライフガーデン潮芦屋（南敷地）

所在地 芦屋市海洋町4-10ほか

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|              |                 |        |
|--------------|-----------------|--------|
| 名称           | 住所              | 代表者の氏名 |
| 東京センチュリー株式会社 | 東京都千代田区神田練塀町3番地 | 藤原弘治   |

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

|              |                 |        |
|--------------|-----------------|--------|
| 名称           | 住所              | 代表者の氏名 |
| 東京センチュリー株式会社 | 東京都千代田区神田練塀町3番地 | 馬場高一   |

## イ 変更後

|              |                 |        |
|--------------|-----------------|--------|
| 名称           | 住所              | 代表者の氏名 |
| 東京センチュリー株式会社 | 東京都千代田区神田練塀町3番地 | 藤原弘治   |

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

株式会社フジ・コーポレー

住所

宮城県富谷市成田一丁目2番2号

代表者の氏名

遠 藤 文 樹

ショーン

外2者

イ 変更後

名称

株式会社フジ・コーポレー

住所

宮城県富谷市成田一丁目2番2号

代表者の氏名

多 賀 瞳 実

ショーン

外2者

4 変更年月日

令和7年4月1日ほか

5 届出年月日

令和7年10月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年11月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年3月11日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年11月11日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ライフガーデン潮芦屋（北敷地）

所在地 芦屋市海洋町4-9ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地 藤 原 弘 治

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称 住所 代表者の氏名

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地 馬 場 高 一

(2) 変更後

名称 住所 代表者の氏名

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地 藤 原 弘 治

- 4 変更年月日
令和7年4月1日
- 5 届出年月日
令和7年10月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
- (2) 縦覧期間
令和7年11月11日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
令和8年3月11日
- (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年11月11日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アクロスプラザ三田ウッディタウン  
所在地 三田市すずかけ台3番2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
大和ハウスリアルティ 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号 伊藤光博  
マネジメント株式会社
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(1) 変更前  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社フジデン 大阪市北区梅田一丁目13番1号大阪梅田 藤井壮  
ツインタワーズ・サウス19階  
外3者  
(2) 変更後  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社大洋商事 三田市中央町7番18号 松戸美代子  
外4者
- 4 変更年月日  
令和7年4月17日
- 5 届出年月日  
令和7年10月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年11月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年3月11日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年11月11日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 養父複合商業施設

所在地 養父市上箇字下河原66番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地 藤原弘治

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称 住所 代表者の氏名
東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地 馬場高一

(2) 変更後

名称 住所 代表者の氏名
東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地 藤原弘治

4 変更年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日

令和7年10月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年11月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年3月11日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

教 育 委 員 会 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年11月11日

契約担当者

兵庫県教育長 藤 原 俊 平

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県立歴史博物館ほか8施設で使用する電気 予定数量6,202,592キロワット時／年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線4947

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県環境部環境政策課 電話（078）341-7711 内線2793

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和7年11月11日（火）から同年12月2日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒658-0081 神戸市東灘区田中町5丁目3-23

兵庫県教育委員会事務局社会教育課 担当 榎本

電話 (078) 362-3781 (直通)

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

令和7年11月12日（水）から同年12月2日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年12月25日（木）午前11時から

場所 兵庫県教育委員会事務局社会教育課内（神戸市東灘区田中町5丁目3-23）

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和7年12月24日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年12月23日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和7年12月2日（火）午後5時までに提出すること。また、上記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間まであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書に

ついては、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

- カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
- キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (1) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (2) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ又はエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Shumpei Fujiwara, Superintendent of Education, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 6,202,592 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 December 24, 2025 by direct delivery

17:00 December 24, 2025 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms. Enomoto, Social Education Division, Hyogo Prefectural Board of Education

5-3-23 Tanakacho, Higashinada-ku, Kobe, Hyogo 658-0081

TEL (078)362-3781